

○予算決算委員会厚生消防分科会

令和2年9月18日（金曜日）

午前10時 1分 再開

午後 5時34分 閉会

○白川健太郎委員長 これより危機管理監、総合政策部長及び総務部長に入室していただきます。

（國友 昭危機管理監、● 銅正宣総合政策部長、吉村啓信総務部長入室）

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしくお願いたします。

本日こそは子ども未来部長に的確な御答弁をいただかなければ、そもそも通告制ではないこの委員会で、私がわざわざ時間を取りまして質問通告をしてさしあげていることが無意味となり、審議時間も無駄になりますから、そうならないように求めておきます。

また、子ども未来部長の答弁はいつも何を言っているのか分からないという市民からの苦情も相次いでおりますから、日本語で構いませんから明瞭にお答えいただくようお願いいたします。

さて、この奈良市におきまして、行政の怠慢によりいまだ生じている待機児童問題に関係し、奈良市特定教育・保育施設等利用基本指数の算定上における育児短時間勤務制度の取扱いについて伺います。

この問題については、昨年、令和元年5月14日の総務委員会以降、議会でも継続して取り上げてきたものでありますが、奈良市はこの問題を放置し続け、いまだに改善していないことが分かっております。

奈良市長は、子育て支援、女性の活躍推進などとキャッチフレーズ、またパフォーマンスだけは御立派であります。実際には、保育所入所希望児童の保護者が、権利として認められている育児短時間勤務制度を利用すると待機児童に回されるという、とんでもない欠陥的な運用をしているのであります。

奈良市にこの問題を初めて指摘したのは私であります。改善を求めた昨年の4月以降、通常の判断能力を有する行政職員であれば1分で済む仕事を、市長及び子ども未来部長は、何と1年6か月もの期間にわたっていまだ結果を出すことができていないという驚愕すべき事務能力を発揮されているのであります。

育児短時間勤務制度の利用者が行政上不利益に取り扱われることがないということは、さきの総務委員会で前の人事課長時代に子ども未来部長自身が答弁していたことでありますが、何と驚くべきことに、それは口から出任せの虚偽答弁であったわけでありまして、子ども未来部長はその答弁をたがえ、この問題をいまだ放置し続けています。即時これを改善するよう改めて求めますが、いかがですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 御質問にお答えいたします。

利用調整の取扱いの変更ということでございますが、年度当初の変更が公平性を担保できるのではないかとということで、現在、前向きに検討しているところでございます。

既にお申込みされている方々もおられますので、就労証明書を出し直していただく必要が出てまいります。また、保護者の方々への取扱い変更周知期間を設定するという意味におきましても、年度途中に変更するよりも、申込みが一番多く、審査の対象者も多くなる、4月入所からの変更

がよいのではないかと今検討しているところでございます。

4月入所につきましては、広報をまた予定しておりますが、今年の11月頃に予定をしております。同時期に利用調整の取扱いの変更に関しましては市ホームページ等にて広報してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 改善するということですね。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

委員お述べのとおりでございます。

○三橋和史委員 前述の令和元年5月14日の総務委員会における副市長による答弁でも、私の指摘を大変重要な意見だと述べていました。その後におきまして、当時の子ども未来部長から、遅くとも本年、令和2年4月から改善するので、しばらくの時間を頂戴したいという旨の説明があり、私はこれに対し、時期が遅きに失するもの了承したものであります。しかしながら、令和2年9月18日の本日ただいまの時点において、これがいまだ改善されていない、是正されていないわけであります。

子育て支援とは名ばかり、女性の活躍推進とは名ばかり、これほど市民に対して表と裏で異なった背信的な行政が存在するのは看過できないのであります。なぜ現時点まで改善されてこなかったんですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

慎重に検討しておりました。

以上でございます。

○三橋和史委員 いや、答弁になっていないですよ。慎重に検討、何をされていたんですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

利用調整の考え方を考えるということは、非常に多くの方に影響を及ぼすことでございます。ですので、慎重に考えておりました。

以上でございます。

○三橋和史委員 いや、答弁になっていないんですよ。何を考慮要素として、どのような考慮要素に重きを置いて検討していたんですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

保育所及び子ども園の保育部分の利用調整に関しましては、保育の必要性に応じまして入所の優先度が高まる制度でございます。育児休業につきましては、育児休業を取りながら保育所を使えない制度であることから、育児短時間についても慎重に考えていたところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 はっきり言って、答弁になっていないわけですよ。率直に申し上げて、通常の判断能力を有する行政職員だったらすぐに分かる話ですよ。放置していたんでしょう。

今、子ども未来部には年収1000万円を超える部長級職員が2人もいます。この運用の改善もしないで一体何をやっておられるのか、不可解でなりません。あなた方が一日、また一日と悠長に先送りにし続けてきたこの問題は、1日増えるごとにその不利益を受ける市民が1人、2人、3人、4人とどんどん増えてきたわけでありまして。

本日時点で改善していないことによって、仕事を辞めることを決断せざるを得なくなったお母さんがいるかもしれない。本来なら入所できた保育所に入れず、子供に冷たいこの奈良市行政の、

子ども未来部のこの施策のために、この奈良市に生まれたがために、人生の貴重なまさに一步目の段階を奈良市役所のこの怠慢によって邪魔をされて奪われている、こういった重大な問題であるということを感じてもらいたい。

私の指摘を受け、改善するとしたことについては評価します。

奈良市立保育所等における保育教育士への時間外手当の不払いという重大な問題につきましては、先月、令和2年8月26日の厚生消防委員会においても取り上げたところです。いまだ待機児童問題を解決することができていない市長及び子ども未来部長は、その言い訳として保育教育士不足を挙げておきながら、奈良市立保育所等に勤務する保育教育士にとんでもなく悪質なほどのサービス残業を強いているという、とんでもない実態であったのであります。

子ども未来部長は、市長が進めてきた職員の時間外勤務縮減の実績を記録した庁議資料についても誤りの可能性を認め、職員への聞き取りも含めた調査を誠心誠意実施する旨の見解を示しておりました。

事案の重大性に鑑み、緊急を要する調査でもありまして、本日は9月18日でありますので、さきの委員会から既に1か月近くがたち、調査するには十分過ぎる期間が経過しました。子ども未来部長が誠心誠意するとおっしゃっていた調査の結果をお示してください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 御質問にお答えいたします。

園長を対象に、順次ヒアリング等現状の調査を行っておりますけれども、現段階では委員お述べのような事例は把握しておりません。

以上でございます。

○三橋和史委員 いや、園長は時間外手当がつくんですか。誰にヒアリングをしているんですか。

まともな調査を行っていないじゃないですか。いまだ調査を実施していないということですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 御質問にお答えいたします。

調査は実施しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 時間外勤務手当の支給対象となる職員に対するヒアリング調査は実施していないんでしょう。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

現段階は、園長を対象に調査をしております。

以上でございます。

○三橋和史委員 園長を対象にヒアリングしても、分かるわけがないでしょう。大丈夫ですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 園長が勤務命令を出し、時間外を処理しておりますので、園長に確認をしている状況でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 園長が管理できていないから今回の問題になっているわけですよね。それを園長にヒアリングして何が分かると言うんですか。園長にヒアリングをして、私が申し述べているような事例は現状で把握しておりません——ちょっと何をおっしゃっているのか、真面目に職務をされているんですか。私は、子ども未来部長は自らの責任問題に発展することを恐れ、時間外手当不払いというこの調査を回避しようとしているのではないかと思います。

私が要求した資料番号12番、平成21年以降における全ての保育教育士についての各人の毎日の出勤時刻及び退勤時刻を記録した資料については、さきの分科会において、この資料は存在しな

い旨の説明がありました。もう存在しないということ自体があり得ないということを描いたしました。しかしながら、今般提出された資料には意味不明な言い訳のような記載がありますので、これについて伺います。

この資料には、平成27年10月の給与支払いシステム導入までは紙ベースで出勤を管理しておりましたが、保存年限を過ぎており提出する資料がありませんと記載されております。保存年限を過ぎて保管が継続していれば提出する義務があります。既に廃棄したという理解でよろしいんですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

委員お述べのとおりでございます。

○三橋和史委員 そこに記載している文言によれば、平成27年10月までは出勤時刻及び退勤時刻を記録した資料は作成していたが、それらは今、現時点において残っていないと読み取ることができます。そのように理解して間違いございませんか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

押印による出勤簿による管理でございました。

以上でございます。

○三橋和史委員 そんなことは誰も聞いていないんですよ。平成27年10月までは出勤時刻及び退勤時刻を記録した資料は作成していたが、それらは今、現時点において残っていないということですよ。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

押印のみの出勤簿でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 つまり、出勤時刻と退勤時刻を記録した資料は作っていないということですよ。だとすると、ここに書いてある文言はおかしいではないですか。意味不明な言い訳を書かないでください。

文書の保存年限が経過して廃棄したからなのではなく、そのような記録資料は当初からなかったということですよ。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

時間による管理ではなく、押印による管理ということでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 押印による管理という意味が分からない。印鑑を押したら時間が分かるんですか、時刻が分かるんですか。意味が分からないですよ。一体どういうことですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

幼稚園部分につきましては、8時半から5時ということで、定時に出勤、退勤ということで、シフトではございませんので、その辺は同じ時間に職員が出勤して、帰っているという状況でございました。

こども園につきましては、勤務予定表、シフト表がございましたので、シフト表により出勤、退勤の時間を管理しておりました。

以上でございます。

○三橋和史委員 いや、言っていることが二転三転しているんですよ。出勤時刻、退勤時刻は記載されていないんでしょう。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

シフト表がなければ何時に出勤して何時に帰るか分かりませんので、保育園部分につきましてはシフト表により管理しておりました。

以上でございます。

○三橋和史委員 シフト表が出勤時刻、退勤時刻なんですか。そんな労務管理の仕方をしているんですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおりですので、今回お出しする資料がないとお答えしております。

以上でございます。

○三橋和史委員 いや、私が言っているとおりって、私、別に何も言っていないですよ。ちょっと答弁がかみ合わないんですね。もう少し日本語を理解して、日本語で答弁していただきたいと思います。

ですから、出勤時刻及び退勤時刻の記載はもともとなかったという理解でよろしいんですね、副市長。

○向井政彦副市長 かつては多くの職場で、出勤簿で出退勤を管理していました。出勤、いわゆるスタートする時刻までに職員が出勤してきて、そこへ判を押すということで、それは基本的には所属長がそこで確認する。

ただ、おっしゃるように、それが何時何分何秒かというところまでは記載が残っていないということです。

○三橋和史委員 最初からそのように答えていただいたら結構なのに、意味不明な言い訳をしようとするから会話が成り立たないんですね。もう少し真面目に答弁してください。

私は、ただいまの子ども未来部長の答弁態度からも明らかなように、子ども未来部長に任せていては迅速かつ実態を公正に究明する調査は期待できないものと考えます。もはや庁内のコンプライアンス問題にとどまらず、奈良市立保育所等における保育教育士への時間外勤務手当の不払いは社会問題化しています。

労務管理につきましては、一時的には各部において責任を持つべきものではありませんが、対外的、最終的には人事所管部である総合政策部が責任を持つべきものでありますから、この調査は総合政策部の責任において実施すべきものと考えますが、総合政策部長の見解をお示してください。

○銅正宣総合政策部長 委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、現状としては、まず担当課の保育総務課が、今答弁にもあったとおり園長に対しましてヒアリング調査を実施して、それぞれの園がどういった状況にあるのかということを調査しているというふうなところは聞いております。

総合政策部、また人事課といたしまして、委員お述べのとおりこれは人事管理ということにもなりますので、その今行っていること等の情報もしっかり共有した上で、こちら、また制度的課題等々あれば、しっかりとそのあたり連携をしていながら解決に取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 子ども未来部は、既に時間外勤務縮減状況として庁議に過小な数値を報告している疑いがあります。子ども未来部は調査を受ける側であります。この調査は、時間外手当の不払いという子ども未来部の労務管理上の不正の実態を明らかにするものであります。子ども未来部

における違法行為を子ども未来部が調査をするというのでは、客観的、公正な調査ができるわけがありません。

もう一度、ただいまの指摘を踏まえ、人事を所管する総合政策部において客観的かつ公正な調査を実施するよう求めますが、いかがですか。

○**銅正宣総合政策部長** お答えをさせていただきます。

委員お述べのとおり、しっかりと客観的な調査ということは非常に重要なことであるというのは認識をしております。

その上ででございますけれども、当然、今回こういった指摘があったことに対しまして、奈良市のこの保育士に関しての管理と申しますのは、今、保育総務課できちんと勤怠管理及び、また指導主事等がいる中でしっかりとその内情も把握しているというふうな状況下が現在としてございます。ですので、そこの保育総務課におきまして、しっかりとそこと協力してやるということが、細かく調査できることになるということにつながるというふうに考えております。

また、保育士の働き方という今後のことを考えても、しっかりとその担当課が主体的にこれ取り組まなければならないということにもつながると思っておりますので、しっかりとそこと共有していきながら、人事課も当然しっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○**三橋和史委員** 保育総務課がきちんと勤怠管理をしているというのは答弁ミスですよ。もう一度答弁し直してください。

○**銅正宣総合政策部長** すみません。訂正いたします。

○**三橋和史委員** 時間外手当の不払いは、使用者側の犯罪行為であります。この事案の重大性に鑑みれば、議会における指摘があるにもかかわらず、いまだ根本的な調査さえ行っていない怠慢は、怠慢に怠慢を重ね、背信に背信を重ねる行為であると糾弾せざるを得ません。

時間外手当の不払いについては、子ども未来部長御自身に責任があることは明らかであります。これを踏まえまして、この場で申し上げておかなければならないことがあります。

子ども未来部長は、委員会における自身の答弁の失敗についても部下である課長に議員へ謝りに行かせ、委員会に提出する資料の一面黒塗りの隠蔽の説明も部下である課長に任せ、彼らはいずれも権限を持たされることなく責任のみ押しつけられ、嫌な仕事を部長から押しつけられているようにお見受けいたします。

明確にするため申し上げますが、時間外手当不払いについては、市長及び子ども未来部長自身の責任であることは明らかであります。子ども未来部については、議員控室に説明に来るのはいつも権限を持たされていない課長級以下の職員であり、子ども未来部についてだけ、部長御自身が説明に来られたことは一度たりともありません。このような所為に鑑み、部長御自身の責任問題について言及せざるを得ません。

前人事課長として、ほか職員の懲戒処分の事務を行ってきた立場でもある子ども未来部長ですが、御自身の責任は、懲戒相当であるかどうかも含めてどのように認識されていますか。

○**鈴木千恵美子ども未来部長** お答えいたします。

委員お述べの御指摘の点でございますが、私自身、人事課長時代に議員のお部屋に参りまして調整等させていただいていた経験上、所管をしている課長が説明に行くものに対しまして、違和感なく感じておったところでございます。

これからは、委員お述べのとおり、私自身が議員のお部屋に参りまして丁寧に御説明していく

ように心がけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 私は、別にそのようなことは求めていないんですよ。権限のある人が来てください。課長といえども、部長に権限を持たされずに、まるで伝書鳩のように伝言ゲームをさせられている、そういったものはやめていただきたいという趣旨であります。

そして、質問の内容は、御自身の責任は懲戒相当であるかどうかも含めてどのように認識されているかということでもあります。端的にお答えください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

私自身で判断することではないと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 御自身の認識はいかがなんでしょうか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

繰り返しになりますが、私自身で感想を述べるようなことではないと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 御自身で責任を自覚されていないということですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

責任を持って仕事を全うしているつもりでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 懲戒相当であるかどうか、この件に対して責任を感じていないのかどうかについて聞いているんです。責任という単語は多義的ではありますが、趣旨をすり替えなくて答弁していただきたいと思います。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

この場でお答えするようなことではないと思っております。

以上でございます。（三橋和史委員「それはあなたが決めることではないでしょう。答えてください。委員長、止めてください」と呼ぶ）

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時22分 休憩

午後2時22分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

まずは、委員御指摘のこの問題に関しましては、きちんと調査するということが私の責任かと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 この時間外手当の不払いに関しての責任に関する言及がありません。自らの責任を部下に押しつけ、部下の手柄を自ら取るようなことだけは決してないように、市長含めて幹部職員には厳しく申し入れておきたいと思っております。

本件については、迅速かつ実態を公正に究明する調査の実施を求めます。

児童相談所を含む子どもセンターの整備について伺います。

本件については、議会から要求し、資料14番、子どもセンターの建設に当たって施設内の窓口

や通路、階段等の位置の検討に用いた全ての資料及び検討記録として子ども未来部から提出されております。

同資料の表紙部分を除いた2ページ以降につきまして、本日、委員各位によく御覧いただくために改めて御配付申し上げます。市民の皆さんにも御確認いただきたいわけではありますが、御覧のようにほとんどの部分が黒塗りであります。（三橋和史委員資料を示す）ほぼ全てのページ、このように黒塗りなんです。真っ黒なんですよ、真っ黒。この資料を見て、子どもセンターの建設に当たって施設内の窓口や通路、階段等の位置の検討が適切に行われているかどうかについて、この委員会ではどのように審議せよと言うんでしょうか。

この点については、予算決算委員長からも申入れがあったはずですが、改善が見られないまま本委員会に至っております。いかがですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

視察報告書ということで資料をお出ししておりますけれども、視察報告書につきましては、視察先に対しまして本市が児童相談所の開設に向け情報をいただきたい旨を伝え、御理解をいただき、提供いただいた情報でございます。

そのため、本来、関係者以外は知り得ない事項ばかりでございまして、公にすることによりそれぞれの施設や業務の内容が知られ、その情報の取扱いを間違えれば保護されている子供や相談支援を受けている保護者の安全を確保できないことがございます。また、職員の安全が脅かされるという可能性もございます。さらに、具体的なケースを例に、施設の利用方法や組織、人員配置等につきましても説明がございまして、その内容を報告書に記載していたものでございます。

本来、これらは公開されることを想定して提供していただいた情報ではなかったため、公開は差し控えるべきと考えた次第でございます。本市の児童相談所開設後は各児童相談所との連携が必要になることから、その信頼関係を崩すことはできないと考え、そのような資料になったものでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 他行政機関の口を借りて、奈良市が短絡的に全てを黒塗りにしていることは明らかであります。ここに記載されている内容の全てが極秘扱いであることなど、通常の行政機関としての判断としてはあり得ないわけであります。

児童相談所は確かに重要な施設であります。現時点では奈良県においてその業務を担っています。その移管を奈良市が受けるに当たり、奈良市において、どんなものでもよいから子どもセンターという箱物を建てればよいということにはなりません。16億円という巨額の投資をして建設し、年間10億円もの運営費を要する子どもセンターという箱物の中身が適切に配置されているかどうかは、市民が納めた税金の使途を監視する議会として当然ながら審議しなければなりません。

ところが、本委員会に提出された資料を見れば、これは何ですか。このような黒塗りでどのように審議ができるんですか。

子ども未来部長に伺いますが、これを見て一体どのように我々に審議しろというんですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

繰り返しの答弁になりますが、先ほど申しましたように……（三橋和史委員「いや、その答弁、どのように審議できるんですかと言っているんです」と呼ぶ）開示できる箇所は開示しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 どう審議できるんですかと聞いているんですよ。意味不明な答弁をして時間稼ぎしないでください。

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時28分 休憩

午後2時28分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○三橋和史委員 審議できるわけがないんですよ、こんな真っ黒な資料で。議会基本条例にも書いていますよね、審議に資する資料を提供しなければならない。これ、条例違反ではないですか。

仮に他行政機関との信頼関係を保護する必要があるとしても、これ、全てを真っ黒にする必要なんて全くない。そして、ほかに資料がないのか。そうしたら、この子どもセンター建設、16億円という多額の事業についての適切性を我々はどのように判断すればよいのか。これではできない。そういった資料をあなたは出しているということを自覚していただきたい。

奈良市による子どもセンター建設事業については、報道も相次いでいるように、ずさんで違法のオンパレードであります。そのような役所が子供たちの命を預かる児童相談所、一時保護所のような重要業務を担えるはずがないのであります。

さらなる疑義を指摘いたしますが、昨日にも子ども未来部長に対し不適正な事務処理を指摘したところ、極めて不誠実な対応でございました。

具体的に申し上げますと、私は8月20日に子育て相談課長に対しまして、児童相談所における組織の在り方、設備の在り方、情報管理の在り方、職員向けの対応手引の在り方等について意見、要望し、これの内容を検討するよう求めたところであります。しかしながら、本委員会に提出された資料には、私の意見、要望を記録し、またはこれを検討した記録資料が含まれておりません。

私が意見、要望した記録、そしてこれの内容を検討した記録はどこに記載されているのでしょうか。子育て相談課長の答弁を求めます。

○東浦一郎子育て相談課長 お答えをいたします。

8月20日に児童相談所の状況について説明をさせていただきました。その内容については、そのときの私のノートに記載をさせていただいたということでございます。

○三橋和史委員 子育て相談課長のノートに記載をしたということですが、そのノートは私物ですか、公用物ですか。

○東浦一郎子育て相談課長 ノートは私の物でございます。（三橋和史委員「私物ということですね」と呼ぶ）私物でございます。

○三橋和史委員 一体どうなっているんですか。職務上知り得た事項を管理職が私物のノートに書き込んでいる。公文書として要望記録等は作成していないということですか。

○東浦一郎子育て相談課長 委員から児童相談所の施設の名称、またマニュアルの作り方など大変重要なお話をいただきましたので、その旨を私のノートに整理をさせていただいて、今後、そういうマニュアルや条例を制定する際にそれを使おうということで、私のところに記録をさせていただいたということでございます。

○三橋和史委員 ここに奈良市職員の職務に関する要望等の記録等に関する要綱があります。この第4条には、職員は、公職者から要望等を口頭により受け付けたときは、その内容を確認し、速

やかに対応記録票を作成するものとする——このように規定されております。

市議会議員である私は、公職者であります。私から要望があったにもかかわらず、職務命令として発せられているこの要綱に違反し、1か月近くを経過して今なおこれが作成されていないということは、職務命令違反に当たるのではないですか。子ども未来部長、いかがですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

委員御指摘の件につきましては、私も報告を受けておりまして、児童相談所に関する資料をお持ちし、虐待マニュアルであったり子育て相談課が所持している資料を持って委員に説明に上がったということは聞いております。ただし、説明に上がったという認識でございましたので、委員から要望をいただいたという認識ではございませんでした。

以上でございます。

○三橋和史委員 先ほど課長の答弁で明らかになったように、私は意見、要望をしているんです。これが公文書として作成されていない、記録されていない、これは要綱違反ではないのかという質問です。端的に答えてください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

先ほどもお答えしたように、要望という認識をしておりませんでしたので、違反ではないという認識でございます。

○三橋和史委員 子育て相談課長、もう一回答弁してください。私は意見、要望をしましたよね。

○東浦一郎子育て相談課長 御説明をさせていただいたということの、質問をいただいたというふうに覚えています。質問というか……（三橋和史委員「何を言っているんだ」と呼ぶ）当時は、御説明をさせていただいたという認識でございます。

○三橋和史委員 先ほど、私から意見、要望があったという答弁があったのではないんですか。なぜ部長答弁に合わせるんだ。虚偽説明ではないのか。

児相における組織の在り方、設備の在り方、情報管理の在り方、職員向けの対応手引の在り方、それに関して私が要望した記録がそのノートに載っているのではないのか。なぜうそをつくんだ。

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時37分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○東浦一郎子育て相談課長 お答えをいたします。

説明をさせていただいたときに、そういう御意見を承ったということでございます。

○三橋和史委員 意見、要望をしているということでしょう。

○東浦一郎子育て相談課長 お答えをいたします。

要望というところまで、認識はいたしておりません。

○三橋和史委員 では尋ねますけれども、私は今ある児童虐待防止マニュアル、このようなマニュアルでは使い物にならない、もっと職員が実務的に使えるような手引にしてくれ、マニュアルにしてくれ。また、情報管理についても、施設の整備の在り方と一体的なものとして徹底するような工夫をしてくれ。書類の持ち出し権限はどうするのか、書類の保管はどうするのか、その棚については鍵をかけるのか、また、その鍵管理はどうするのか、鍵管理機を使用するのかどうか、そういったところについても検討してくれ、そう言わなかったか。

○東浦一郎子育て相談課長 お答えをいたします。

委員が当時、そういうお話があったと思うんですけれども、委員が当時、銀行にお勤めされていたときのそういう経験をお話いただいたという認識でございます。

○三橋和史委員 だから、意見、要望をしたということだろう。そういうことでしょう。もう一度明確に答弁してください。

(三橋和史委員「この場でうそをつくなんて許されないからな」と呼ぶ)

○東浦一郎子育て相談課長 質問にお答えいたします。

説明に伺いました際に、そういうお話を聞かせて……(三橋和史委員「意見、要望をしたらどうと聞いているんですよ」と呼ぶ) 私の認識といたしましては、そういう説明に上がりまして、そういうお話を聞かせていただいたということでございます。

○三橋和史委員 だから、私が言っていることについては、意見、要望に当たるでしょうということを行っているんですよ。

(三橋和史委員「委員長から注意してください。こんなもん、さっきから聞いていても、私が意見、要望している内容は明らかなんですよ。課長も最初は答弁した、そのように」と呼ぶ)

○白川健太郎委員長 端的にお答え願います。(三橋和史委員「意見、要望をしたらどうと聞いているんですよ」と呼ぶ)

○東浦一郎子育て相談課長 お答えをさせていただきます。

私の認識といたしましては……(三橋和史委員「意見、要望をしたらどうと聞いているんですよ。審議妨害じゃないか。議員の皆さん、いかがですか」と呼ぶ)

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時41分 休憩

午後2時41分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○東浦一郎子育て相談課長 お答えをいたします。

その説明に対して御意見をいただいたということは認識をしておりますが、その要望を記録書に書くところまでは認識をいたしておりませんでした。

○三橋和史委員 その認識は聞いていないんです。私が言ったことは意見、要望に当たるでしょうということを聞いているんですよ。何回同じ質問をさせるんですか。端的に答えてください。意見、要望に当たる、はいかいいえ、どちらかで答えてください。

○東浦一郎子育て相談課長 お答えをいたします。

説明に伺いましたので、そのことについて意見をいただいたと……(三橋和史委員「はいかいいえ、どちらかで答えてください」と呼ぶ) その説明に対して意見をいただいたということでございます。(三橋和史委員「委員長、注意してください。意見、要望に当たるかどうかを聞いているんだ。そんなことは聞いていないでしょう」と呼ぶ)

○白川健太郎委員長 質問に対して端的にお答えください。(三橋和史委員「注意を受けているんですよ、あなた。審議妨害じゃないか、これは。審議妨害じゃないか」と呼ぶ)

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時43分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○東浦一郎子育て相談課長 御説明に上がりました際に、一般的な御意見としてお伺いをいたしましたということです。

(東浦一郎子育て相談課長「それで、そういう要望記録書には……」と呼ぶ)

○三橋和史委員 私が当てられたんですよ、今。意見、要望に当たるかどうかを聞いているんだ。もう一度答弁してください。

○東浦一郎子育て相談課長 お答えをいたします。

説明に上がりました際に、一般的な御意見としていただいたということでございます。その要望等の、そこに書くということでは認識していませんでした。

以上でございます。

○三橋和史委員 意見、要望をいただろうと聞いているんですよ。委員長、注意してください。

○東浦一郎子育て相談課長 お答えをいたします。

説明をさせていただきました際に、そういう意見として一般的なものをいただいたということでございます。

○三橋和史委員 一般的な話をしたんですか、私は。先ほど申し上げた情報管理の在り方や職員向けの対応手引についても改善するように要望したでしょう。

○東浦一郎子育て相談課長 繰り返しになって申し訳ないんですけども、そういう御説明をさせていただいて、そういう……(三橋和史委員「いや……委員長、注意してください。要望に当たるかどうかを聞いているんだよ」と呼ぶ)

○白川健太郎委員長 要望に当たるかどうかの認識をお答えください。

○東浦一郎子育て相談課長 御意見としていただきましたので……(三橋和史委員「要望に当たるかどうかを聞いているんだよ」と呼ぶ) 要望に当たるというような意見としての認識はしていません。(三橋和史委員「何でだ」と呼ぶ)

○三橋和史委員 私は、児童相談所の情報管理について、また、組織の在り方、職員向けの対応手引の在り方について、これを改善するように求めた。これが要望に当たらないと言うのか。

○東浦一郎子育て相談課長 お答えをいたします。

児童相談所の業務のマニュアルについては、今後つくらせていただくというような内容でございますので、そういうことで認識しております。

以上でございます。(三橋和史委員「答弁になっていない。質問に答えてください」と呼ぶ) お答えをいたします。

何回も申し訳ないんですが、その説明に対して御意見をお伺いしたということございまして……

○三橋和史委員 副市長、いかがですか。私のこの申し上げた内容は要望に当たるでしょう。何だ、今の子ども未来部長と子育て相談課長の答弁は。なぜ、副市長は横にしながらこれを看過しているんですか。要望に当たることは明確でしょう。いかがですか、副市長の認識は。

○向井政彦副市長 一般的に我々もいろんな、議員さんもはじめいろんな方とお話ししている中で、そういう御意見とか、こういうふうにしてほしいという要望とかというのはいただきます。それを忘れないようにメモしたりするというのは、これはいつもあることでございます。多分、今回の、私も直接見ていませんけれども、そういうものであったんだろうと思います。

ただ、それを今委員がおっしゃっているような要望記録にまで記載するというところまでの認識がなかったというのが、これも私の想像ですけれども、そういう理屈ではないかと思います。

○三橋和史委員 ですから、要望に当たるが、その記録票の作成をできていなかったということだけの話ではないんですか。

(三橋和史委員「もう次の議題に行かせてください」と呼ぶ)

○向井政彦副市長 だから、記録に載せるべきという認識がなかったということだと思います。

(三橋和史委員「要望に当たるんでしょう」と呼ぶ) はい。それは一般的に要望、御意見だと思います。

○三橋和史委員 一体、どれだけこの質問に時間を取らせるんだ。審議妨害も甚だしいんですよ、子ども未来部長も子育て相談課長も、一体、どういう神経をして答弁台に立っているんですか。反省を促します。

申し訳ないですけれども、子ども未来部長、この市の部長級職員が資料を隠蔽したり故意に削除したり、毎度毎度、私はこのようなレベルの低い指摘をしなければならない。このようなことは情けなさ過ぎる。自覚を持っていただきたいと思います。何千万円、何億円という費用をかけて、税金で研修に行かせてもらっておきながら、この点に関する成果を一切市民にお知らせもせず、議会に説明する姿勢もなく開き直る子ども未来部長の思考回路は、即刻改めなければならないということを申し上げておきます。

子ども未来部には、情報管理の在り方を見直すよう指摘した内容が職員の私物たるノートに書かれ、その管理さえ適切に行うことができず、持ち出し自由な状態にあるという実態は、滑稽極まる水準であります。私との接見記録も、要綱にのっとった記録さえ作成されていない。昨日にこの問題点を指摘しても、子ども未来部長は話がかみ合わないなどと、どの口が言うのか分かりませんが、そうのたまっておりました。無責任、無能力、こんな幹部職員がいること自体が市民に対して百害をもたらすわけでありまして、当事者にその自覚なく開き直る姿勢こそ、まさに市民に対する背信的姿勢であります。

ほかの部長級職員、あるいは2階級の飛び級昇任という不透明な市長の人事権の濫用によって今は部下となってしまいましたが、奈良市政をこれまで支えてこられてきた次長級、課長級の良識ある奈良市職員としての先輩職員の皆さんには、市幹部職員としてどのようにあるべきか、それ以前に、市職員としてどうあるべきかということについて、奈良市の子供たちがこれ以上犠牲にならないよう、子ども未来部長を厳しく御指導いただくよう市民に代わってお願い申し上げる次第であります。

まずは、御自身にその考え方を直していただくよう求めます。いかがですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

厳しいお言葉、ありがとうございます。精進してまいります。

○三橋和史委員 部長に言われて真実を述べるできない子育て相談課長も同じですよ。姿勢を改めるよう促します。

時間がもったいないので中身の審議に入りますが、従前から指摘してまいりました、奈良市が発表している子どもセンターの建設計画で、これに関しましては、一時保護所を含む児童相談所と同じ建物内に、地域子育て支援センターなどとして子育て親子の交流の場を設置するということが掲げられております。

しかも、その空間が目指すものとしてうたわれているキャッチフレーズは、お配りした資料に

もありますように、子どもや家族が集まるにぎわいの場、幅広い世代の市民や地域の交流の場、開放的な空間づくりなど、まるで子供たちのことなど考えていない、市長や子ども未来部長をはじめ行政公務員たちの自己満足、自己陶醉に陥った極めて危険な妄想により生み出した、耳触りだけよくした口先だけの言葉が並んでおります。

児童相談所、一時保護所というのは、非行に走ってしまう子供たち、あるいは実の親から、また保護者から虐待を受けて命からがら逃げ込んでくる子供たちを守る施設であります。この現実を無視して、保護者から虐待を受けて心が傷ついた子供たち、これに追い打ちをかけるように、いかにも恵まれた親子像、絵に描いたような親子たちの姿、楽しそうに遊ぶ家族像を見せつけるように同じ施設に配置するのは、そもそも根本的な問題のある計画であると言うべきではないでしょうか。

虐待を受けて間もない子供たちに、いかにも仲むつまじい様子の親子像、楽しそうに遊ぶ家族たちの姿を目前で見せつけることは必要なのでしょうか。心理学的なアプローチからして適切なことなのでしょうか。この点に関する心理学的観点からの分析はどのように行ったのか、御答弁願います。子ども未来部長の答弁を求めます。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

児童相談所につきましては、児童相談所あり方検討委員会の専門の先生方から御意見を賜りまして検討しているところでございます。

目指す児童相談所につきましては、奈良市の子供たちを守り、健やかに成長できるよう子供やその家族への支援を充実していくということが奈良市の責務であると認識しているところでございます。

本市におきましては、これまで母子保健、子育て、福祉、教育等各分野で連携、協力し、子供や家庭への相談支援を行ってまいりました。児童相談所を設置することで、より専門的な指導、相談、さらには迅速な一時保護、施設入所等の支援を行うなど、基礎自治体である中核市の特性を生かした児童相談所を目指しており、そのための必要な組織や人員体制を構築、人材育成を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 一体、誰に対する答弁をしているんですか。私は、心理学的な観点からの分析はどう行ったのかについて聞いているんですよ。やっていないんだったらやっていないと答弁してくださいよ。

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後2時54分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 先ほども答弁いたしましたが、あり方検討委員会の中で専門的な先生の御意見を伺っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 心理学的なアプローチのその過程及び結果について、詳しく聞かせてください。

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後2時55分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

あり方検討委員会の中の先生に児童心理学専攻の詳しい先生がおられますので、御意見を賜ったということでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 専門家に意見を聞いたということが答弁になるんですか。行政としてどのようなアプローチを行ったのか、心理学的な観点からお答えください。

(三橋和史委員「答弁できないんだっただけできないでいいんですよ。意味不明なことを答えないでください」と呼ぶ)

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後2時56分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

資料等手持ちにございませんので、お答えできない状況でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 いや、検討していないんですよ、行政として。だから答えられないんですよ。手持ち資料がないからではないでしょう。心理学的なアプローチを行政としてまとめた、そういうことが行われていない。だから問題点を私は指摘しているんですよ。

虐待を受けて間もない子供たちに、いかにも仲むつまじい様子の親子像、楽しそうに遊ぶ家族像を見せつけるように、この一時保護所を含む児童相談所と子供や家族が集まるにぎわいの場を同じ施設に配置している、これが適切であるかどうかということが、今、子ども未来部長がこの場において答えられていないということ自体が、子どもセンターの建設をめぐるずさんな検討しか行われていない、そのことが証明されているのではないのでしょうか。

時間がございませんので、同報系防災行政無線について危機管理監に伺います。

これについては、従前に引き続き、先月、令和2年8月26日の厚生消防委員会でも取り上げたところであります。何か月も前から再三にわたって通告しておりますから、しっかりと端的に答えていただきたいと思えます。

屋外拡声子局における赤色回転灯の併設に関してでございますが、これに関して、その後検討を行った結果をお答えください。

○國友 昭危機管理監 三橋委員の御質問にお答えいたします。

防災行政無線赤色回転灯につきましては、8月26日の厚生消防委員会におきまして答弁いたしました、今年度は実施しません、来年度以降御要望があれば検討いたしますという状況から変化はございません。

以上でございます。

○三橋和史委員 非常に残念な御答弁であります。さきの委員会審議では財政面での検討と言いながら財政部局と協議していなかった点、総務省消防庁から緊急防災・減災事業債の活用事例とし

て勧められているにもかかわらず、また、本件については消防業務にも共通設備であるにもかかわらず消防局とも協議をしていなかった点、障害者に関する要望書が提出されているにもかかわらず福祉部との協議もしていなかった点など、これまでの意思形成過程に瑕疵があったことが明らかになりました。非常に残念な答弁と言わざるを得ません。

したがいまして、引き続き、本件につきましては危機管理監に、また市長に対して、この意思形成過程の問題点を議会で追及を続けていかざるを得ないということを申し上げまして、時間が参りましたので私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○白川健太郎委員長 危機管理監、総合政策部長及び総務部長にはここで退室をしていただきます。ありがとうございました。

(國友 昭危機管理監、● 銅正宣総合政策部長、吉村啓信総務部長退室)

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時0分 休憩

○白川健太郎委員長 他にございませんか。

○三橋和史委員 先ほど行われました私の質疑の際に、子ども未来部長及び子育て相談課長らは、私の質問とは関係のない発言を答弁台で繰り返し、既済の答弁内容を覆し、さらに、故意に真実と異なった答弁をするなどして、私に同様の質問を再三にわたって繰り返させることにより審議を妨害する事案がございました。

しかも、極めて悪質なことに、委員長からも重ねて注意を受けていたにもかかわらず、改められることもございませんでした。

よって、民主主義の観点から重要な役割を担う奈良市議会において、正常な審議を妨害するゆゆしき事案でありましたことから、地方自治法に基づいて、議会として必要な対応を取るよう求める文書を提出いたしますので、よろしく取り計らいいただきたく思います。

以上です。

○白川健太郎委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○白川健太郎委員長 以上で質疑を終結し、ただいま議題にしております報告第44号、第46号、第50号の3件の所管に属する部分及び第51号より第53号までの3件並びに議案第94号の所管に属する部分、第95号より第97号までの3議案、第99号の所管に属する部分、第102号より第104号までの3議案及び第106号、以上15件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

分科会委員長報告はいかがいたしましょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○白川健太郎委員長 それでは、正副委員長に御一任願います。

なお、予算決算委員会運営手順書にありますように、分科会審査報告書は省略させていただきます。

分科会委員長報告を作成するため、質疑を行われた委員は、本日の質疑内容の要旨を各委員1人2件以内で副委員長まで、本分科会終了後、直ちに提出願います。

本日委員より要求のありました資料につきましては、提出され次第委員の皆様にご送付申し上げます。

以上で予算決算委員会厚生消防分科会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後5時34分 閉会